

部長及び参事官

殿

所 属 長

装 施 発 第 194 号

平成28年 3 月24日

30年保存（口訓）

本 部 長

速度取締用速度計検査要領の制定について（通達甲）

県警察における警ら用無線自動車、交通取締用自動車、交通取締用自動二輪車等に装備する速度取締用速度計の検査要領に関し「速度取締用速度計の検査について（例規）」（昭和57年4月1日高務発第218号ほか。以下「旧例規」という。）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該検査要領に関し別添のとおり「速度取締用速度計検査要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際現に旧例規に基づき作成されている速度計検査記録表については、この通達甲に基づき作成された速度計検査記録表とみなす。

別添

速度取締用速度計検査要領

第1 趣旨

この要領は、県警察における警ら用無線自動車、交通取締用自動車、交通取締用自動二輪車等に装備する速度取締用速度計（以下「速度計」という。）の交通裁判における証明力を確保するため、速度計による計測精度の保持等に関し必要な事項を定めるものである。

第2 検査対象

速度計を装備する全ての車両を検査対象とする。

第3 速度計の検査の種別及び時期

1 定期検査

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車の登録、継続検査、6か月点検及び12か月点検に併せて検査を受けるとともに、当該検査からおおむね1か月を経過するごとに検査を受けるものとする。

2 臨時検査

速度計及び速度計のケーブル・ギヤを修理し、又は取替えた場合並びにタイヤを取替え、又は取付け位置を変更した場合に、検査を受けるものとする。

第4 速度計の検査の方法

1 検査は、原則として各所属の最寄りの自動車整備工場（道路運送車両法に規定する認証工場に限る。）又は速度計取扱いの専門工場に委託して行うものとする。ただし、検査には、必ず職員が立ち会わなければならない。

2 検査速度は、50キロメートル毎時、70キロメートル毎時及び100キロメートル毎時とし、速度計の指針の誤差の範囲は、0からマイナス2キロメートル毎時までとする。

なお、指針に振れがある場合は、修正後に当該検査を実施するものとする。

第5 速度計の検査結果の記録等

1 検査結果は、別記様式の速度計検査記録表（以下「記録表」という。）に記録し、当該工場の検査員（検査主任者）の署名又は押印を受けるものとする。

2 検査に立ち会った職員は、検査結果を確認して、記録表に署名又は押印するものとする。

第6 記録表の保管等

1 記録表は、当該速度計を装備する車両を管理する所属において、一括して保管するものとする。

2 速度計を装備した車両の所属換えをする場合は、当該記録表とともに引き継ぐものとする。

- 3 速度計を装備した車両の返納をする場合は、当該車両の記録表を装備施設課へ返納するものとする。
- 4 返納を受けた車両の記録表は、当該年度の翌年度初日から起算して3年間、装備施設課において保管するものとする。

(別記様式省略)